

第一、改正会規の逐条解説

東京弁護士会の報酬会規は全面改正されたものであるが、以下、改正前の会規のあるものは対照条文を掲げ、条文の順番に従って、解説することとしたい。

なお、東京三会は、各会の報酬規定を定めるに当り、協議をしており、各会の報酬規定の内容は同一である。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この会規は、弁護士法及び日本弁護士連合会の報酬等基準規程（会規第二十号）に基づき、会員の報酬に関する標準を示すことを目的とする。

新設の規定である。

1、会規の目的が「会員の報酬に関する標準」を示すことにあること、弁護士法及び日弁連の報酬等基準規程（以下、報酬規程という）に基づくことを規定したものである。なお、改正前の報酬規程は会規第二十号であったが、改正後の報酬規程は「会規第三十八号」であり、一条が「報酬

規程（会規第二十号）」と規定しているのは、立法上の過誤である。

報酬会規の制定根拠を示し、且つ、報酬会規の条文番号を報酬規程の条文番号と一致させるために設けられたものである。

報酬規程と報酬会規との関係は次の通りである。

① 日弁連の報酬規程

各単体会が定める報酬に関する規定の基準を定めるもの。直接弁護士に適用があるものではない。根拠規定は弁護士法四六条二項一号、同法三三條二項八号である。

② 報酬会規

東京弁護士会会員の弁護士の報酬の標準に関する規定で、日弁連の報酬基準規程に従って制定される。報酬会規の規定が東京弁護士会所属会員の弁護士報酬の標準となる。根拠規定は弁護士法三三條二項八号である。

2、報酬規程と報酬会規の相違点

前述の通り、報酬規程は会員に直接適用がある訳ではないが、従来は、報酬規程の内容と報酬会規の規定とは殆どが一致していた。そこで、弁護士報酬については日弁連の報酬規程が六法全書に掲載されていたものである。

しかし、平成七年九月一日に改正された日弁連報酬規程については、次の各条文において、一定の金額の幅を示して、各単体会が異なる定めをしてよいと規定した。

- ① 一条（法律相談料）
- ② 二条（書面による鑑定料）
- ③ 二二条（離婚事件）
- ④ 二三条（境界に関する事件）
- ⑤ 二四条（借地非訟事件）
- ⑥ 三〇条（刑事事件の着手金）
- ⑦ 三一条（刑事事件の報酬金）
- ⑧ 三六条（少年事件）
- ⑨ 手数料を一括して定める三八条の一部
 - a 倒産整理事件の債権届出
 - b 簡易な家事審判
 - c 法律関係調査
 - d 定型契約書
 - e 内容証明郵便
 - f 定型遺言書

東京弁護士会は、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会と協議の上、前記の各規定について報酬の額を定めた。他の単位会の定めた額とは相違している場合がある。その額は、該当の条文に

当らきたい。

(趣旨)

第二条 会員がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準は、この会規の定めるところによる。

旧会規一条に対応する。

1、報酬会規が、会員の報酬の標準を定めることを規定している。前述の通り、弁護士法三三條二項八号に従ったものである。

報酬会規には、加算減算の規定が設けられたり、範囲が示されているものが多いので、これらの規定が標準ということは理解しやすい。

しかし、一定の金額を表示する規定であっても、あくまでも「標準」であるから、一定の幅を認めざるを得ないものであり、その額を標準としたといえる金額の弁護士報酬であれば、報酬会規に従った報酬と考えるということになる。

例えば、報酬会規三八條の定型的な契約書の一、〇〇〇万円未満のもの一〇万円、一、〇〇〇万円以上二億円未満のもの二〇万円という規定については、事柄の性質上、九、九〇〇万円の契約書について二〇万円を標準として二五万円という弁護士報酬を決定しても差し支えないという

程度の幅を前提としているということである。

報酬会規一一條の初回市民法律相談料三〇分ごと五、〇〇〇円という規定については事実上その金額で定着するであろうが、あくまでも事実上であり、報酬会規上は、五、〇〇〇円は標準の額である。

その意味で、報酬会規に定めた報酬の額は全て標準額であり、会規自身が一定の額を規定しているものについても同様である。

2、報酬会規の遵守義務、最低額未滿での事件取扱の表示・宣伝の禁止

従前は旧日弁連報酬規程九條に「報酬会規の遵守義務」、「最低額未滿での事件取扱の表示・宣伝の禁止」の規定が置かれ、旧会規九條にも同様の規定が置かれていた。

平成七年の報酬規程の改正では、会則に根拠がありその委任により定められる報酬規定を遵守することは弁護士法二二條に照らし当然であることから削除された。

ちなみに、品位を害する行為の禁止を定める東京弁護士会会則二五條は「会員は、次の行為をしてはならない。」と規定し、同条二号には「弁護士報酬会規に違反して、事件を受任する旨を宣伝、広告又は標榜すること。」と規定されている。

個別の事件について、特別の事情のいかんに拘らず一律に最低額未滿で取扱うこと及びその旨の表示・宣伝は禁止されているが、個々の案件について特別の事情により減額することはもとより、妨げられない。

そもそも、各単位会の報酬規定は会員の報酬の標準を定めるものであり、遵守義務といつても、標準としたと言ひ得るか否かの問題である。従つて、報酬会規に違反したといひ得るのはよほどの場合である。また、報酬会規に違反したと評価し得る場合には懲戒事由に該当する場合があることはもちろんである。

3、依頼者に対する報酬会規の効力

報酬会規は弁護士に対して報酬の標準を示すものであつて、当然には依頼者に対して効力を有するものではない(福岡高判昭和三八・七・三一、判時三五二・六五)。

しかし、一般に、弁護士報酬について特に定めずに依頼者から事件等を受任した場合でも、弁護士報酬を請求できるものとされている。その場合の報酬の算定に当つては、所属弁護士会の報酬規定が参酌されることとなる。

最高裁判例(最判昭和三七・二・一、民集一六・二・一五七)も、弁護士報酬について別段の定めがなかつた場合には、事件の難易、訴額及び労力の程度の他、依頼者との平生からの関係、所属弁護士会の報酬規定その他諸般の状況を審査し、当事者の意思を推定し、以て報酬額を算定すると判示しているところである。

そして、所属弁護士会の報酬規定を参酌して弁護士報酬額を算定した多数の判例がある。

その意味で依頼者との間の報酬を決定する際、特に裁判上決定するに当つては、報酬会規が重要な意味を有することはいふまでもない。

なお、特段の定めのない場合は、弁護士報酬規定に定める最低額を請求できるに過ぎないとした判例（東京地判昭和三五・三・三、判タ一〇五・六四）もあるので、七条所定の委任契約書を作成するようにすべきであろう。

（弁護士報酬の種類）

第三条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。

日 当	顧 問 料	手 数 料	報 酬 金
<p>弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によつてその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。</p>	<p>契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。</p>	<p>原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。</p>	<p>事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。</p>

一項は弁護士報酬の種類を規定するもので、旧会規二条一項に対応する。

二項は新設の規定で、今回の改正に当り、弁護士報酬の意義を定義したものである。

定義の内容は、条文に当って頂ければ容易に理解できると思われる。

1、 日当について

日当については出張に際しての移動時間の拘束の対価であるとしたことに注意が必要である。

括弧書の「委任事務処理自体による拘束を除く」とは、移動の時間は往復三時間で、証人尋問が五時間などという場合、物理的には一日がかりであるが、報酬会規上は、移動の時間を基礎として、半日の日当とされるということである。

括弧書は着手金が委任事務処理の対価である（定義参照）以上、委任事務処理自体による拘束時間を日当の算定に含めることは妥当でないということに基づく。更に、委任事務処理による拘束時間を日当に含めると、着手金・報酬金の他に、時間制による報酬を併用すると同様の結果になるが、改正会規の時間制はこれらの併用を予定していない（三九条一項）ことから括弧書が設けられたものである。

訴訟費用としての日当が、出廷日当とでもいうべきものであるのとは異なるものである。

なお、時間制の場合は移動の時間も執務処理の時間も全て計算して弁護士報酬を算定できることはもちろんである（三九条一項括弧書）。

移動時間は事務所所在地から算定するので、自宅から直接出張した場合等は、注意が必要である。

(弁護士報酬の支払時期)

第四条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この会規に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

旧会規二条二項に対応する。

1、報酬金の支払時期について表現を変更した理由

報酬金の支払時期について旧会規は「依頼の目的を達したとき」と規定していたが、新会規が「事件等の処理が終了したとき」と規定したのは、一審勝訴後、控訴審を受任しない場合にも報酬が発生する（引き続き受任した場合も、特約があれば一審分の報酬金が発生する）、一部勝訴の場合や和解の場合等にも報酬金が発生する（三条二項で報酬金は委任事務処理の結果の成功の程度に応じて受けると明記している）、執行事件については本案とは別に弁護士報酬が発生することなどから、疑義（現に後述の東京地裁判決のような解釈がなされている）を生じさせないために、表現を変更したものである。

旧日弁連規程を受けた第二東京弁護士会の報酬会規二条二項の「依頼の目的を達したと」という表現の解釈について判断した事例として、東京地判平七・三・一三（判タ八九〇・一四〇）がある。

事案は次のようなものである。

(第一事件)

Tが父のMを被告として、土地建物の所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、第二東京弁護士会所属の弁護士Xが被告Mから受任し事件を処理し、一審途中でMの死亡により、右土地建物を遺言(相続分の指定)により取得したYらが訴訟を承継し、Tの請求は棄却され、Tの控訴、上告も棄却された。ただし、Tは控訴審で、予備的に遺留分減殺(八分の一)を請求しこれは認容された。

(第二事件)

Mの別の子SからYらを被告として、Mが右土地建物を生前に第三者に売却した結果、前記遺言は取り消され、Sは右土地建物の四分の一を相続したとして所有権移転登記等抹消登記手続訴訟を提起し、弁護士XはYらから事件を受任し、一審は、Yらが敗訴したが、控訴審では、遺言にはSの相続分を零とする条項が存在し、遺言の対象物件売却により、その部分は変更しないと、原判決が取り消されSの請求は棄却された。Sの上告は棄却された。

右両事件の上告棄却の判決は何れも、平成三年一月になされている。

平成三年一月当時右建物には、Sが居住しており、直ちに第三者に売却できる状態ではなかった。そこで、YらはSの退去訴訟について、Xと相談したが、XとYらとの間で紛争を生じたことから、Xはこれを受任しなかった。

この報酬金を、Xが、二件の事件についてそれぞれ平成三年一月当時のYらの取得した持分四分の三（T、Sの遺留分合計四分の一を控除し、Yらに帰属した、土地建物の持分）の時価三億三、七五〇万円に基づき計算した一、三〇〇万円の合計二、六〇〇万円であるとし、その内金の合計一、七〇〇万円をYらに請求したものである。

東京地裁判決は、Yらは本件不動産を売却し相続分に応じた代金を取得することを予定していたから、売却できる状態になったとき「依頼の目的を達したとき」であるとし、Xが関与していない別件訴訟において、平成五年一〇月四日に成立した和解によりSが退去することが決定した時点であるとした。

ちなみに、右判決は前記両事件は親子兄弟の同一の不動産を巡る紛争であり争点も共通であるから一件の事件とし包括的に弁護士報酬を算定すべきであり、更に、事件はSの退去により売却が可能となるときまで、引き続きいると考えるべきであるから、Sの退去訴訟の受任を拒絶したことは、委任事務を途中で解約したものであるから、報酬金の算定に当っては二分の一に評価すべきであるとも判示している。その他、弁護士報酬に関する紛争は弁護士会の紛議調停委員会の裁定によるものとし、弁護士は裁定に不服を申し立てることはできず、依頼者のみ裁判で争うことができるよう報酬規程を改正すべきであると提言している（弁護士任官による裁判官の判決である）。

これに対し、控訴審（東京高判、平七・一一・二九、判タ九〇四・一三四）は、二つの事件は

同一の土地建物の所有権の帰属を巡る争いであるが争点が異なり別個の事件であり、それぞれの事件の勝訴判決が確定しているからその時点が依頼の目的を達した時に当たるとした。

一審判決に依拠した「Sが退去しない以上依頼の目的を達していない」とのYらの主張に対しては、二つの事件は何れも、T、SがYらを被告として提訴したものであり、Sの退去を目的としているものでない上、Xの所属する第二東京弁護士会の報酬会規（当時の東京弁護士会の報酬会規と同一内容である）によれば、弁護士報酬は、訴訟事件と民事執行事件とを明確に区別し、それぞれ一件ごとに報酬を定めるものとされていることから、Yらの究極の目的がSの退去であるとしても、二つの事件で、Yらが勝訴した以上訴訟事件の依頼の目的を達成したというべきであるとした。

また、XがSに対する退去訴訟を受任しなかったのは、着手金等について合意に達しなかったからであり、その拒否は不当ではなく、その拒否が他の訴訟事件の弁護士報酬の減額事由になるものともいえないと判示し、一審の判断を何れも覆した。

いうまでもなく、控訴審の判示の方が報酬規程に即した理解である。

2、事件等の終了の意義

五条一項に定める通り裁判上の事件の場合、上訴審を引き続き受任する場合は特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けるので、事件の終了は最終審の終了までである。前述の東京高判（平七・一一・二九、判タ九〇四・一三四）は、上訴審迄引き続き受任したケースについて判

決確定時が依頼の目的を達した時であると判示している。

しかし、事件は審級ごとに考えるものであるから、上訴審を引き続き受任しない場合、受任した審級が終了した時点であり、判決の確定までということではない。

本案事件と執行事件とは別事件であるから、執行が終わった時点が、事件等の処理が終了したときでもない（前掲、東京高判平七・一一・二九、判タ九〇四・一三四）。

金銭請求事件についても、金銭の回収がなされたときが事件の終了ではない。

ただし、二〇条五項は督促事件の場合は、金銭の回収がなされた場合（債務者の支払能力が十分でありこれと同視できる場合を含む）に限り、報酬金を請求できると規定しているので、支払能力が不明の場合は、金銭を回収したときが、事件の終了である。

3、着手金、報酬金以外の弁護士報酬の支払時期

この会規に特に定めのあるときはその規定に従い特に定めのないときは依頼者との協議により定められたときに支払を受ける。

「この会規に特に定めのあるとき」とは、三九条四項が時間制の場合に予め相当額を預かることができるとしている場合、四〇条三項が日当について概算で預かることができるとしている場合である。

従前は旧会規二一条の三第四項が遺言執行手数料について、予め概算払いを受け、執行対象額確定のときに清算することができるという場合が特段の定めであったが、改正報酬会規には遺言

執行手数料について特則はない。ただし、遺言執行に当っては、予め対象額を算定することが困難な場合が多いであろうから、依頼者と協議の上概算払、清算という合意をすることは差し支えないものと解される。

4、弁護士報酬特に着手金の支払時期の変更

八条一項に規定されているのでその解説を参照されたい。

(事件等の個数等)

第五条 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。ただし、第三章第一節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

一項は旧会規三条一、二項に対応する。

二項は新設の規定であるが、裁判外の事件が裁判上の事件に移行したときは別件とすることは、従前から当然のこととされていた。

1、事件の個数

四条の解説1、に引用した東京高判平七・一一・二九（判タ九〇四・一三四）は事件の個数に關して「民事訴訟の審判の対象は権利主張ごとに異なり、その上当事者を異にする場合にも、右の審判の対象は異なると考えられるが、弁護士報酬算定の単位となる事件は、報酬を算定する際の基準となるものであるから、必ずしも右審判の対象と同一である必要はなく、弁護士報酬に關する規程の趣旨に照らし、具体的事案ごとに定めるべきである。」と判示している。

高裁判決は、二つの事件（内容は四条の解説1を参照）は、同一の不動産の所有権の帰属を巡る紛争であるが、第一事件は原告が主張する所有権の取得の経緯が主たる争点であり、第二事件は不動産の売却の経緯と遺言の趣旨内容等が争点であり、別個の事件であると判示している。

事件の個数について参考とならう。

2、上訴と報酬金

一項但書は、上訴審を引き続き受任した場合は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける規定している、従って、報酬契約に特別の定めがある場合は引き続き受任する場合でも、各審級の報酬金を受けることができるものとした。この点は十分に依頼者に説明した上で、契約する必要があることは当然である。

なお、上訴審を受任しない場合は、上訴により勝訴判決が確定しない場合でも報酬金を受けることができるものである。

大阪高判（昭四八・九・二八、判時七二五・五二）は、弁護士を受任審級における勝訴判決が確定しなかった場合においても、同審級における委任の目的を達したものと見えるから、右勝訴判決に従った経済的利益を基準として報酬請求権が発生すると解すべきであり、判決が確定しなかったことは報酬額を算定するについて考慮すべき事情に過ぎないとしている。

（弁護士の報酬請求権）

第六条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第二章ないし第五章及び第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

一 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

二 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

新設の規定である。

1、一項は個々の弁護士が個々の依頼者に対して、弁護士報酬を請求することができるのが原則であることを明らかにしたものである。同趣旨の判例（東京地判昭六〇・一・二八判タ五五六・一五八）も存在する。

2、二項は、依頼事件又は依頼者が複数で次の場合には、受任件数の割合に比較して一件当りの執務量が軽減されるときは、適正妥当な範囲内で弁護士報酬を減額することができることを規定したものである。

① 依頼者から紛争の実態が共通である複数の事件等を受任した場合（六条二項一号）

② 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件を受任した場合（同条二項二号）

3、三項は複数の弁護士がそれぞれ弁護士報酬の全額を請求できる場合は、次の場合に限ることを規定している。六条一項の規定は寧ろ例外であることに注意が必要である。

① 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づく場合（六条三項一号）

② 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼

者が認めたとき（同条同項二号）

主として民事事件の場合に問題となる。

経営弁護士が受任し勤務弁護士の名前を多数連ねた場合などは要件を満たさない場合が多いと思われる。

この要件を満たさない共同弁護の場合に、一人分の弁護士報酬を、関与した弁護士が分配することは差し支えない。

4 刑事事件、少年事件の追起訴等の特則

三二条三項、三七条三項は刑事事件、少年事件の追起訴等の場合の減額を規定している。

5 弁理士を輔佐人とする場合

特許事件で弁理士を輔佐人として選任する場合の報酬については規定がないが、これは弁理士の報酬については弁理士会が別に報酬の基準を定めているからである。弁理士が訴訟代理人となる場合も同様である。

輔佐人の選任、訴訟代理人の選任が依頼者の意思によるのではなく、受任弁護士の発案による場合には、共同受任の必要性と報酬が別に必要であることについて説明し承諾を得る必要がある。

6 外国法事務弁護士との共同事業について

外国法事務弁護士報酬等規程二条二項は外国法事務弁護士が外国法事務弁護士特別措置法四九条の二第一項に定める共同事業につき弁護士と共同して受任した場合弁護士とは別に報酬を請求できるものと規定している。

外国法事務弁護士については、日弁連の制定した外国法事務弁護士報酬等規程が直接適用されるものである。

(弁護士の説明義務等)

第七条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

4 弁護士は依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前二項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

1、一 一項と四項は新設の規定である。二項、三項は旧会規八条、一、二項に対応する。

弁護士報酬については、依頼者となろうとする者に、口頭で十分に説明する必要がある。条文上は「依頼者」であるが、「あらかじめ」とある以上、依頼者となろうとする者に対する説明と

解される。

① 見積書の作成

後述の通り、受任に至った場合は、依頼者の申出により報酬説明書を交付する義務がある。

しかし、受任に至る前の段階での報酬の説明書（見積書）の作成迄は義務付けられてはいない、これは受任に至らない場合に書面の作成まで義務付けることは不合理だからである。

もちろん、見積書を提出することを妨げるものではない。その場合の書式は後述の報酬説明書の書式を参考とすればよい。

2、二項、三項

旧会規八条は報酬会規であることから報酬契約書と規定していたが、受任の範囲を記載することとするなどその実体は委任契約書であった。報酬契約書としたのは、日弁連の旧規程に従ったものであるが、報酬規程に委任契約書の作成に関する規定をおくのは越権ではないかという疑義が存在したからである。

改正規程の立案に当って、端的に委任契約書作成の努力義務であると規定したので、改正会規では委任契約書と表示したがその点を除き旧会規と内容は同一である。

委任契約書については、東京弁護士会業務改革委員会で作成された書式が、資料として掲載されているので参考とされたい。

3、四項

報酬説明書の交付義務について規定する。

報酬説明書は委任契約書が作成されたときには交付の必要がないとされていることから委任契約が成立した場合に、依頼者から申し出がある場合には、報酬説明書を交付すべき義務が存在するものである。

この点で、一項の説明義務が受任前の依頼者となろうとする者の段階での口頭での説明義務を規定しているのとは異なるものである。

従って、報酬説明書は委任契約の成立前に依頼を受けようとして任意に作成される見積書とは異なるものであるが、見積書の内容通りに報酬が決定された場合には、見積書の記載が報酬説明書の要件を満たす限り、改めて報酬説明書を交付する必要はないと解される。

報酬説明書には特に書式は存在しない。東京弁護士会業務改革委員会で作成された書式が資料として掲載されているので参考とされたい。

報酬説明書は手数料の場合は、一回作成されるが、着手金・報酬金のある場合は、着手時の報酬説明書（報酬金については予測される結果に対応した報酬の見込の説明となる）と解決時の報酬金の説明書の二回になるのが普通であろう。

いうまでもないが、着手時に交付する報酬説明書に記載する報酬金の説明に当り勝訴を請負い又は保証する如き記載は許されない（弁護士倫理二三条）。

(弁護士報酬の減免等)

第八条 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は第四条及び第二章ないし第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第三章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第十七条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

旧会規四条一項、四項に対応する。

1、 一 項

① 弁護士報酬の減免

依頼者が経済的資力に乏しいときまたは特別の事情による減額

八条一項により、「資力に乏しい」、「顧問先の案件である」など依頼者の個別の特別事情を考慮して、二章ないし七章の規定（法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、時間制、顧問料、日当）にかかわらず、最低額以下に減額すること若しくは免除することが許

される。

この他、当番弁護士等にかかる弁護士報酬、扶助協会の扶助事件、区役所などの法律相談については、八条一項の特別事情により最低額以下で処理しているものと解されている。

② 支払時期の変更

四条は、着手金は事件等の依頼を受けたときに支払うとの原則を定めている。八条一項は四条所定の弁護士報酬の支払時期を変更することができるものと規定しているので、その例外として、分割支払が可能となる。報酬金についても同様である。ただし、税法上の発生主義との関係で暦年を超える取扱については注意が必要である。

分割払いの一態様として、着手金の制限の範囲内で着手金を定め、当初はその内金の支払を受け、審理期間が一定の期間を超えた場合には残額の支払を受け、予定期間を超えない場合は、着手金の残額は請求しないなどの約束も可能であるが、同様に税法上の取扱について注意が必要である。

2、二 項

着手金を減額して、報酬金を増額することを認める規定である。ただし、着手金と報酬金の合計額は、一七条の規定により許容される着手金と報酬金の限度額を超えてはならない。旧会規四条四項は報酬金の最高額の二倍を限度としていたが、今回の改正で、着手金と報酬金の比率が一対二となったので、このように改正されたのである。

3、着手金なしで、報酬金のみとする代わりに、勝訴額の五〇％を報酬金とする報酬契約は八条二項により許容されるか。

アメリカのコンテンツエージェント・フィーを念頭に置いたものと考えられるが、具体的に計算してみると、次の通り、この報酬契約が八条二項により許容されるという場合は殆ど存在しない。

〔例〕損害賠償請求事件で、着手時の経済的利益と解決時の経済的利益が同一の場合

① 三〇〇万円以下の場合

標準額（一七条一項）

着手金 八％ 報酬金 一六％

三〇％増加額（一七条二項）

着手金 一〇・四％ 報酬金 二〇・八％

八条二項による最高限度額

一審で確定の場合（一審着手金＋報酬金）

三一・二％（一〇・四％＋二〇・八％）

控訴審で確定の場合（一審、控訴審着手金＋報酬金）

四一・六％（一〇・四％×二＋二〇・八％）

上告審で確定の場合（一、二、三審着手金＋報酬金）

五二％

もっとも、原審勝訴の上訴については、通常報酬の増額の要素は考えられない（一七条三項は引続き上訴を受任する場合着手金を減額することができると規定している。勝訴判決の上訴審の着手金について、五〇%の減額をしている判例―東京地判昭六〇・一・二八判タ五五六・一五八一もある）から、二、三審にも三〇%加算が認められるのは、一、二審敗訴で上告審で逆転勝訴という場合に限られるであろう。従って、五二%という割合はそのような稀なケースにのみ適用があるというべきである。

右の計算は、五条一項但書の同一弁護士が引続き上訴を受任した場合は原則として最終審の報酬金のみを受けるという原則に基づいている。

しかし、五条一項但書によれば、引続き上訴審を受任する場合でも特別の定めを設けることにより、それぞれの審級の報酬金を受領することができることとされている。成功報酬の約束はこの特別の定めに対応して許容されるだろうか。

一、二審とも勝訴の場合は、五条一項但書の特別の定めがある場合は、それぞれの審級の報酬金を加算することが可能であり、八条一項に基づき弁護士報酬の支払時期を変更し最終審の勝訴の後に全て支払ってもらうという約束をしたとして、これを計算すれば次の通りである。

一、二、三審何れも勝訴（通常原審勝訴の二、三審での着手金、報酬金には増額の要素は考えられないので一審についてのみ加算を考える）

一審分 着手金一〇・四%、報酬金二〇・八%

二、三審分 着手金八%報酬金一六%合計二四%の二倍四八%

合計六八・八%

以上の通りであるが、六八・八%という割合を依頼者が同意するということは、考えにくいことであり、今回の改正では、報酬金の額を着手金の倍額にし、成果を得た場合に酬いていることに照らしても、未だ判決が確定しておらず、引続き上訴を受任しているにも拘らず、審級ごとの報酬金を加算する合意が有効と考えられるのはよほど例外的なケースと考えるべきである。また、着手金なしの報酬金というだけで、特別の定めとして、有効であるとすることは、弁護士報酬に対する市民の理解を得られるものとは考えられない。

まして、一審限りで確定した場合には、着手金なし報酬金は五〇%という報酬契約は会規上許容されないものと考えられる。

② 三〇〇万円超過の場合額によって異なるが、一、〇〇〇万円の場合は次の通り。額が増えるに従って割合は逡減していく。

標準額

着手金 五九万円 報酬金 一一八万円

三〇%増加額

着手金 七六・七万円 報酬金 一五三・四万円

八条二項による最高限度額

一審で確定の場合（一審着手金＋報酬金）

二三〇・一万円（七六・七十一五三・四）二三・〇一%

控訴審で確定の場合（一審、控訴審着手金＋報酬金）

三〇六・八（七六・七×二十一五三・四）三〇・六八%

上告審で確定の場合（一、二、三審着手金＋報酬金）

三八三・五万円（七六・七×三十一五三・四）三八・三五%

五条一項但書の特別の定めを適用した場合の計算

一審分（一審着手金＋報酬金）

二三〇・一万円（七六・七十一五三・四）二三・〇一%

二、三審分（二、三審着手金＋二、三審報酬金）

三五四万円（五九×二十一八×二）三五・四%

合計五八・四一%

着手金を減額する代わりに、勝訴額の五〇%という約束は、五条一項但書を適用した場合、適用せずに三〇〇万円以下の場合で上告審まで着手金なしで処理した場合等に理論上あり得る。

しかし、原審が勝訴した場合の上訴審の着手金については、通常増額の要素は考えられず、一審、控訴審とも敗訴で、上告審に至って逆転勝訴という稀有の場合にのみ着手金の増額が該当するのである。まして、一審限りの場合このような報酬契約は、報酬会規八条二項の上限を

上回るものである。

また、五条一項但書所定の特約はよほど例外的な場合にのみ効力が認められるべきであり、その場合でも、五〇%という合意の効力が認められるのは例外と考えるべきである。

昭和四四年当時の報酬契約のケースであるが、不動産に関する事件の費用を委任弁護士が立替えることとし、報酬として目的物件の持分の一〇〇分の六〇を代物弁済するか、時価の六〇%に相当する金員を支払うとの報酬契約は、九年間に三五件の訴訟保全執行等を担当し、依頼者の目的をほぼ達成した場合でも、高額に過ぎるとして不動産の時価（四億一、八九七万七、〇〇〇円）の四割に限定し、弁護士からの解約により中途で終了していることから、実際の報酬金はその九割であるとして三六%の金一億五、〇八三万一、七二〇円を認めた事例がある（東京高判平三・一一・四、判時一四三〇・八三三）。

ただし、右判決は、報酬契約が締結された昭和四四年当時の日弁連報酬規程三条一項一号では、「手数料（着手金）と謝金（報酬金）を合計して目的の五割を超えてはならない。」旨規定されていたことを理由としているように、今日の報酬会規の下では、同様の結論には至らないと考えるべきであろう。

何れにせよ、限度額を遙かに上回る報酬契約を締結した場合で、九条の適用もないという場合には、懲戒事由に該当することもある。

依頼者から、「着手金を少なくして成功報酬をお願いします」等と言われた場合に、八条二

項ではどの程度が許容されているのかを理解した上で、臨む必要がある。

(弁護士報酬の特則による増額)

第九条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第二項又は第二章ないし第四章の規定によつては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

旧会規四条二項に対応する規定である。

1、依頼を受けた事件等が「特に重大若しくは複雑なとき」、「審理又は処理が著しく長期にわたるとき」又は「受任後同様の事情が生じた場合」において、八条二項（着し金を減額し報酬金を増額すること）又は第二章ないし第四章の規定（法律相談料、書面による鑑定料、着し金、報酬金、手数料）に基づく増額によつては、弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる旨規定している。

事前にこのような事態が想定される場合は着し金を定める段階で、増額の限度を超えることが許される。受任し着し金を定めた時点では、予想外の事情により、審理が著しく長期にわたったときには、既に、着手金の最高額を受領していた場合であっても、依頼者と協議（依頼者と合意

してという趣旨である)の上、追加請求が可能となる。当初、定めた着手金の額が最高金額未満の場合にも、依頼者と協議の上、増額することが可能と解される。

2、この規定は、八条二項の更に例外であり、極く例外的にしか適用されないと考えられている。

八条の解説に記載した「着手金なし成功報酬五〇%」などという報酬契約が、九条により当然に許容されるものではないのである。

3、対象となる弁護士報酬と適用される場合

① 初回市民法律相談料

性質上この規定を適用する場合は殆ど考えられない。

② 一般相談料

三〇分二万五、〇〇〇円(一時間五万円)でも、賄えないという特別な事情の場合であろう。

③ 書面による鑑定料

一二条二項で特に複雑又は特殊な事情がある場合依頼者と協議して、三〇万円を超える書面による鑑定料を受けることができるとし、特に限度を定めていない。

八条二項の適用の必要な場合は、「特に複雑又は特殊な事情はないと考えて一二条一項により書面による鑑定料を決定して着手したところそうではなかった場合」「特に複雑又は特殊な事情があることを前提として、予め定めた金額を以てしても、作業量等に照らし金額が相当ではない場合」等であろう。

④ 着手金、報酬金

この場合が主として適用の必要な場合で、最高額を超えて算定することができる。

ア、着手金

最低額を定めている場合（二七条、倒産整理事件、二八条、任意整理事件、三〇条一項、事案簡明以外の刑事事件）であっても、一旦決定した着手金について本条により依頼者と協議の上増額することができる。

刑事事件の事案簡明事件については、当初、事案簡明事件と考えて受任し着手金を決定したところ事案簡明ではないと判明したときには、本条の適用により着手金の増額が可能である。

少年事件についても、三六条三項の増額の要素はないと考え、着手金を決定していたところ、複雑重大な事件であると判明したときには、本条の適用により着手金の増額が可能である。

イ、報酬金

最低額を定めている場合（三一条一項、事案簡明以外の刑事事件、三六条二項、少年事件の報酬金）に、本条の適用の必要があるのは、予め、報酬金の額を約束していたが、その額では相当でないと考えられるときである。

⑤ 手数料

三八条は特に複雑又は特殊な事情がある場合については、弁護士と依頼者との協議により定

める額と規定している。

従って、本条の適用があるのは、「当初は特に複雑又は特殊な事情がないと考えて手数料を決定していた場合」、「特に複雑又は特殊な事情があると考えて手数料を決定していたが、その額が相当ではないと考えられる場合」であろう。

(消費税に相当する額)

第十条 この会規に定める額は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

旧会規九条の二に対応。

課税事業者に相当する場合は、弁護士報酬に消費税を加算しないで請求しても税込売上として、消費税相当分を計算されることになる。今後、消費税率が更に上昇することも考えられるので、弁護士報酬に消費税を加算して請求するようしておく必要があるろう。